令和８年（フ）第７３６２号
東京都北区神谷２丁目16―２―102
債務者　海野舜嗣こと　海野　光秀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７３号
東京都墨田区錦糸１丁目２―５―907
債務者　手塚　敏男
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３１号
東京都足立区伊興本町１丁目５―13―401
債務者　渡邉　耕作
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３６０号
東京都中野区若宮３丁目13―４―205
債務者　原　のりこ
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８９８号
大阪府高槻市竹の内町12番16号
債務者　山本あすか
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９４３号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目２番25号　ＷＯＢレマーニー　302号
債務者　曽我　美月
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００７号
大阪市都島区友渕町１丁目５番２―109号、前住所大阪府枚方市香里ケ丘10丁目１番地の83
債務者　杉村　美紀（旧姓中家）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７２号
大阪市東住吉区南田辺５丁目７番３号　グランエクシア南田辺　306号
債務者　田井　淳哉
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０８号
大阪市港区築港３丁目４番35―101号
債務者　巴　　亮弥
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７４４号
大阪府豊中市小曽根１丁目15番28号
債務者　堂前　勇希
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３４号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番２―904号
債務者　畑　　智子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７０９３号
東京都東久留米市浅間町１丁目13―５　エクセル浅間Ⅱ　103
債務者　筱島　未来
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３３５号
東京都世田谷区給田２丁目20―15　ガウディⅦ105
債務者　松尾　翔斗
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和７年（フ）第２０６５号
福岡市西区下山門二丁目４番12号
破産者　ＨＴエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２３８３号
福岡市博多区奈良屋町５―18
破産者　株式会社エー・ワン
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和５年（フ）第１９４号
沖縄県那覇市字松川600番地
破産者　有限会社幸地電設
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部